

へき地医療支援機構の役割等について（案）

第2回検討会において、「いままで狭くとらえられがちだった機構の役割や位置づけを整理し、明確化していくべき」というご意見を踏まえ、へき地医療支援機構が設置された第9次計画の策定通知を元に、本検討会での議論等について加筆した。

(1) 「へき地医療支援機構」の設置について

ア へき地医療支援機構の設置

へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施するため、各都道府県に1箇所「へき地医療支援機構」を設置する。へき地医療支援機構は、専任担当者を置く。また、へき地医療拠点病院群の代表、地域医師会・歯科医師会の代表、市町村の実務者、地域住民の代表等によって構成し、する「へき地保健医療対策に関する協議会^{*}」において各都道府県の直接的な指導の下に、へき地医療対策の各種事業の実施について実質的な助言・調整等を行う。

へき地医療支援機構の運営主体は、これまでへき地医療支援の中核を担ってきた、あるいは担い得る都道府県又は医療機関等とし、専任担当者はへき地での診療経験を有する医師であって、とする。へき地医療支援機構の責任者として、へき地医療に関する業務に専念できるような環境を整えることが必要である。なお、ある程度長く勤務することが望まれる。

イ へき地医療支援機構に対する都道府県の評価

へき地医療支援機構の活動については、当該機構の設置されている都道府県のへき地医療担当部局が評価し、当該評価結果に基づいてへき地医療支援機構に必要な指導を行う。また、都道府県は、評価結果及び指導の内容等を含め、へき地医療支援機構の活動状況について積極的に情報公開を行う。なお、国は、都道府県に対し、評価指標・方法の研究開発等の技術的支援を行うものとする。

ウ へき地医療支援機構の役割

へき地医療支援機構の具体的な役割については、以下の事項があげられる。

- ①へき地医療拠点病院に対する医師派遣の要請
- ②へき地医療拠点病院における医師・歯科医師等の派遣登録業務及び当該人

材のへき地診療所等への派遣業務に係る指導・調整

- ③へき地医療従事者に対する研修計画・プログラムの作成
- ④総合的な診療支援事業の企画・調整
- ⑤へき地医療拠点病院群の活動評価
- ⑥へき地医療拠点病院における巡回診療の実施に関すること
- ⑦へき地医療機関へ派遣する医師を確保するドクタープール機能
- ⑧へき地で勤務する医師のキャリアパスの構築
- ⑨へき地における地域医療の分析
- ⑩へき地医療拠点病院においてへき地医療支援に従事している医師に対する研究費の配分
- ⑪へき地保健医療情報システムのデータ登録、更新及び管理
- ⑫就職の紹介斡旋、就職相談、その他就職に関する情報提供

※「へき地保健医療対策に関する協議会」とは、第10次へき地保健医療計画によって、各都道府県において設けることとされた、へき地医療に対する検討を行う協議機関。

(平成18年5月16日医政発第0516001号「第10次へき地保健医療計画等の策定について」より抜粋)

ア 協議会

へき地医療支援機構、へき地医療拠点病院、へき地診療所、関係市町村、公立病院、公的医療機関、大学医学部、大学医学部附属病院、地域医療支援病院、臨床研修病院、救命救急センター、国立病院機構病院、地域の医師会及び地域住民の各代表者の参加を得た上で開催し、へき地保健医療対策について以下の検討を行う。

- (ア) 医師を確保する方策
- (イ) 医師を確保する方策
- (ウ) 診療を支援する方策
- (エ) へき地医療の普及・啓発

第9次へき地保健医療計画の策定について（平成13年4月2日：医政発第384号：各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知）より抜粋改変